



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

777 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成22年度経営状況	(管財課) 1
778 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(障害福祉課) 2
779 基本測量の実施	(技術調査課) 2
780 道路の指定	(建築住宅課) 2

○ 監査公表

監査公表第13号 2
----------	-------------

告 示

和歌山県告示第777号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成22年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成23年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成22年度経営状況

1 事業実績	(単位:千円)
加入都道府県市区町村会員数	682会員
加入戸数	884,739戸
共済委託契約金額	7,875,263,603
火災共済掛金	1,067,112
被災戸数	355戸
火災共済給付金	322,254
特定給付金	17,925
復興建築助成戸数	132戸
復興建築助成金	43,568
住宅災害見舞戸数	480戸
住宅災害見舞金	16,440
住宅防火施設整備補助会員数	168会員
住宅防火施設整備補助金	76,869
2 貸借対照表（平成23年3月31日現在）	(単位:千円)
I 資産の部	
1 流動資産	814,536
2 固定資産	
(1) 特定資産	
①異常危険準備金資産	2,966,043
②その他特定資産	1,788,408
(2) その他固定資産	441,588

資産合計	6,010,575
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	964,802
2 固定負債	3,073,819
負債合計	4,038,621
Ⅲ 正味財産の部	
正味財産合計	1,971,954
負債及び正味財産合計	6,010,575

和歌山県告示第778号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3032200010	紀南障害者地域生活支援センター	事業所の所在地	田辺市神子浜2-13-20	田辺市たきない町22番13号	平成23.5.1
3030100089	麦の郷和歌山生活支援センター	事業所の所在地	和歌山市三沢町3-40	和歌山市西旅籠町4番地	平成23.5.16

和歌山県告示第779号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 作業期間 平成23年8月23日から平成24年3月31日まで
- 作業地域 かつらぎ町、田辺市

和歌山県告示第780号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成23年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	指定年月日	延長	幅員	所在地 起点
				所在地 終点
町道外新田線（予定）	平成23.7.12	114m	6.0m	西牟婁郡上富田町生馬字両新田831番地先
				西牟婁郡上富田町生馬字両新田832番1地先

監査公表

和歌山県監査公表第13号

平成23年3月18日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 子ども・女性・障害者相談センター

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 児童福祉施設入所者負担金の未収金については、平成21年度末で1,575万円となっており、不納欠損処分等により前年度末に比し637万円減少している。

今後とも、子ども未来課及び障害福祉課と協議を進め、戸別訪問等徴収に向けた取組により、未収額の縮減を図りたい。

イ 領収証書帳の受払については、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」に基づき領収証書帳受払簿に登記しなければならないが、登記漏れがあったので、適正に処理されたい。

ウ 医事業務を委託しているが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託に該当するため、同条第2項に基づく告示を行い、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表されたい。

エ 自家用車使用で、用務地が串本町と新宮市の場合で、用務が異なるためそれぞれの旅行命令を受け、串本町への命令は旅費不支給としていた事例で、新宮市への命令については、通常の経路による新宮市までの距離で支給されていた。往路については串本町経由の新宮市の距離で計算すべきで、差額880円について追給されたい。

オ 超過勤務手当について、週休日に勤務し代休を取得した場合、代休以外の残時間についての支給割合は、125/100であるが135/100で支給されているものがあつた。また、週38時間45分の勤務時間超であるにもかかわらず、代休にかかる25/100の支給割合の手当が支給されていないものがあつたので、いずれも適正に計算し返納又は追給されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 児童福祉施設負担金の未収金徴収は、近年の不況等により非常に厳しい状況にある。

このため、現年度、過年度分滞納者にかかわらず、納付義務者を①生活困窮や転居先不明等により回収が困難なケース、②分納中で完納が見込めるケース、③分納中であるが、完納に至らないケースの3つのケースに仕分け、個別に具体的な事情と照らし合わせながら訪問徴収等により未収金の徴収に努めている。

具体的には、平成21年度決算時の滞納繰越者84名について、平成22年12月末において完納となった者は3名、分納中の者が31名、交渉中の者が50名という状況であつた。

不納欠損処理をしたものは、平成21年度で14名7,652,120円、平成22年12月末には13名2,780,280円となっている。

さらに、平成22年11月からは、未収金回収の特別強化対策として、センター内に事務次長を含めた滞納整理チームを2班編制し、戸別訪問を中心とした徴収活動を実施している。

今後とも、当センターを挙げて、徴収事務の強化を図り、粘り強い戸別訪問や電話での督促等により、未収金の縮減に努めていきたい。

イ 領収書帳受払簿の登記漏れについて、予備監査終了後、当該年度とそれ以前の分も含めて、適切に処理を行った。

ウ 医事業務委託の公表について、指摘を受けたのは当センターの子どもメンタルクリニックに係る業務で、予備監査終了後、県ホームページで公表するよう主管課の子ども未来課と協議を行った。

エ 自家用車使用の旅行命令の取扱いについて、予備監査終了後、当該職員に旅費の差額を追給した。
オ 超過勤務手当に関し週休日に勤務し代休を取得した場合の処理について、予備監査終了後、適正に訂正した資料を会計局総務事務集中課に提出し、返納又は追給の手続を行った。

2 公営競技事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成21年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

イ 行政財産である北側スタンドを公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）第17条に基づく用途廃止の手続を経ずに取壊しを行っていたので、適正に処理されたい。

ウ 業務委託の方法について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による随意契約が多数見受けられた。

また、随意契約の中で指名によるコンペ方式を実施しているが、業者の選定理由が不十分であり、審査における評価基準についても具体的でないものが見受けられた。

競争性、公平性及び透明性を確保するため、できる限り競争性を確保した方法により、適正に事務処理を実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア これまでの弁済状況や未納者の収入状況等の現状を把握し、必要に応じて接触を図る等弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。

イ 平成22年12月6日付け公競第199号にて行政財産の用途廃止の進達を行い、平成22年12月8日付け商第301号で用途廃止報告書を提出し、平成22年12月13日付け管第485号にて承認を得て、用途廃止の手続を完了した。

ウ 評価基準要領を新たに設け、和歌山県のホームページにて公告を行い、コンペティション方式により委託業者の選定を行う。

3 工業技術センター

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

物品の処分について、物品不用調書により不用決定されているが、廃棄する場合の不用品処分調書が作成されていなかったため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

不用品処分調書を作成し、適正に処理をした。

4 和歌山下津港湾事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成21年度末で35万円となっており、前年度末に比し9万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、平成21年度末で3,105万円となっており、前年度末に比し254万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

検討事項

港湾ガントリークレーンについて、平成21年度の使用料収入が405万円であるが、保守点検業務委託料及び修繕料に1,844万円を要し、さらに平成22年度に修繕費6,405万円を支出予定である。

引き続きポートセールス等に努めるとともに、使用料収入の増額を図る方策を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 平成21年4月にプロジェクトチームを編成し、適切な債権管理に努めた結果、平成22年度中にすべての未収金を回収した。

イ 平成21年4月にプロジェクトチームを編成し、適切な債権管理に努めた結果、未収金は、平成22年度に387万円を回収し、当年度末で2,718万円となった。

検討事項

ガントリークレーンの収益向上を図るため、引き続きコンテナターミナルの利用の拡大に努めている。

5 財団法人和歌山県救急医療情報センター

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

随意契約により人材派遣会社と医療機関案内業務についての委託契約を行っているが、委託金額は年約1,200万円であり、財団法人和歌山県救急医療情報センター会計規程第14条に基づき適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

当該財団に対し、会計規程に基づいて適正に処理するよう指導し、平成23年度の業務委託については、業務の特殊性を踏まえ、適切に対応できる複数の委託業者から見積書を徴した上で選定が行われた。

6 財団法人和歌山県民総合健診センター

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

業務委託等の契約方法については、財団法人和歌山県民総合健診センター財務規程により、一般競争入札を原則としているが、本来入札をすべき物品購入及びリース契約において随意契約を行っていたものがある。

今後、当該規程で定める競争性を確保した契約方法を推進されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

物品購入及びリース契約について、適切に処理を行うよう指導し、監査日以降、財務規程に基づき適切に処理を行っていることを、当該財団に確認した。

7 財団法人わかやま産業振興財団

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

設備貸与資金の未収金については、平成21年度末で1億8,822万円あり、前年度末に比し6,162万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、適正な債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

設備貸与資金の未収金については、依然として多額の未収金が存在するので、債権については、財

団の最重要課題として、一層の適正な管理に取り組むよう指導し、債務者本人はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、法的な回収を検討するなど、より積極的な折衝について取り組み始めたところである。

8 和歌山県住宅供給公社

(1) 監査実施年月日 平成23年1月31日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

イ 平成21年度における宅地分譲等の販売実績は、木ノ本ニュータウン、岸宮サニータウン及び長山団地で合計6区画となっているが、引き続き、残りの土地区画の販売に努められたい。

ウ 県営住宅の管理受託に係る県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場使用料の平成21年度末の収入未済額は、1億7,903万円あり、前年度に比し1,348万円増加している。

引き続き県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において、地元自治会との協議を積極的に行うよう指導している。

今後も早期に移管できるよう引き続き指導を行う。

イ 分譲宅地の販売の促進については、早期完売に努めるよう指導した結果、紹介制度の活用や新聞折込チラシ等の広告宣伝等を積極的に行うことにより、一部区画を販売することができた。また、平成22年8月に一部団地について価格の見直しを行い、新宮蜂伏団地については完売した。

残りの区画についても早期完売に努めるよう引き続き指導を行う。

ウ 県営住宅使用料の未収金の縮減については、県建築住宅課主導で、県住宅供給公社及び県営住宅委託管理人に対し滞納者の対応を積極的に指導した結果、平成23年3月末時点で確定した過年度の未収金額は1億271万円、徴収率22.20%と、昨年と比べ未収金額は1,664万円減少し徴収率は7.84%向上した。今後も一層の適正な債権管理に努めるとともに、新たな未納者に対しては、早期に納付についての指導に取り組むよう、引き続き指導を行う。